

日 薬 発 第 1 8 号  
令和 2 年 4 月 1 5 日

都道府県薬剤師会長 殿

日 本 薬 剤 師 会  
会 長 山 本 信 夫  
(会 長 印 省 略)

### 新型コロナウイルス感染症に関する薬局での対応について

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に関しては、現在、緊急事態宣言の発出及び緊急経済対策の策定などが進められるなど政府における対策が講じられているところです。

当会としても、政府と協力して、これまで、薬局において現下の情勢下で取りうる外来患者に対する電話や情報通信機器（以下、電話等）を用いた調剤の具体的な取り扱いや薬局で必要なマスク、消毒液の確保などに取り組んでおり、地域における適切な医薬品供給の確保とともに、地域住民への医薬品の提供が途絶えることのない様、厚生労働省と連携を保ちつつ患者及び薬剤師等薬局勤務者への感染防止のための対策を、講じてきたところであります。

一方、政府の緊急事態宣言の対象とされた地域はもとより、それ以外の地域でも緊急事態宣言発出後、急速な感染拡大の発生を踏まえ、各地でこれまで新型コロナウイルス（COVID-19）の感染者を入院患者として受け入れてきた医療体制を、重症者を中心とした入院診療体制へと転換し、軽症若しくは症状のない感染者については、自宅または宿泊施設で PCR 検査が陰性となるまでの間、療養を継続することとされました。こうした医療体制の転換に伴い、自宅・宿泊施設での療養を余儀なくされている患者への医薬品の提供については、電話等による服薬指導等活用して、薬局・薬剤師が担う事となることが容易に想定され、その特例的な処方箋の取り扱いについて、令和 2 年 4 月 1 0 日事務連絡が厚生労働省から発出されたところです（医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課\_新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて）。

つきましては、マスクの着用は勿論、手指の手洗いの励行、勤務者の体調確認（検温等）、適切な頻度で薬局内の換気や清掃・消毒を図る等、患者及び薬局勤務者への感染防止策を講じつつ、必要な医薬品等が地域住民の手に届かぬ事態を招かぬため、万全を期するよう貴会会員へのご周知方お願い申し上げます。

さらに、薬局業務継続計画（BCP）を基本とした薬局内での感染防止対策について早急に再点検を行い、国民の皆様が医薬品等を確実に入手できるなど緊急時にあっても安心して薬局を活用できる体制の確保を図るよう貴会会員へのご指導を賜りますようお願い申し上げます。